

リスク分担表（例）

段階	リスクの種類	内 容	市	指定 管理者	
共通	法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更に伴う負担増	協議事項		
	物価	指定後のインフレ・デフレ		○	
	金利	金利の変動		○	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等による場合		○	
	不可抗力※1	自然災害（地震・台風等）等による業務の変更、中止、延期	協議事項		
申請 段階	申請コスト	申請に要する費用の負担		○	
	調査	事業の実現可能性等の調査		○	
	資金調達	必要な資金の確保		○	
運 営 段階	施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○	
	需要変動	当初の需要見込と異なる状況の発生		○	
	運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○	
	施設・設備等の 損傷による修繕 ※2		指定管理者の故意または過失によるもの		○
			施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
		経年劣化によるもの	小規模修繕（1件あたり税込130万円以下）		○
			大規模修繕	○	
		上記以外のもの（第三者の行為で相手が特定できないもの等）	小規模修繕（1件あたり税込130万円以下）		○
	大規模修繕		協議事項		
	管理上の瑕疵による火災等事故	管理上の瑕疵による火災等事故		○	
	債務不履行	施設設置者（多摩市）の協定内容の不履行	○		
	指定管理者による業務又は協定内容の不履行	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○	
	性能リスク	提供するサービスの管理基準不適合		○	
第三者への賠償 ※2	施設・設備の設計・構造上の瑕疵により損害を与えた場合	上記以外のもの（指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合等）	○		
				○	
運営リスク		市の責に帰すべき事由による管理運営の中断・中止	○		
		指定管理者の責に帰すべき事由による管理運営の中断・中止		○	
		市と指定管理者双方または、特定できない第三者の責に帰すべき事由による管理運営の中断・中止	協議		

※1 自然災害（地震・台風等）等への対応

建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。復旧可能な場合、その復旧に要する費用は、多摩市と指定管理者が協議を行うこととする。

※2 施設・機器等の損傷リスクへの対応

施設・設備等に関する事故・損傷発生時の対応については、第一義的には指定管理者が行う。その後の対応等については、多摩市と指定管理者が協議を行うこととする。